

中部森林管理局における指名停止措置について

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社中央技術コンサルタンツ 東京都新宿区西新宿8-5-1

2 指名停止措置の期間

令和7年12月25日 から 令和8年2月24日 (2カ月)

3 指名停止の範囲

中部森林管理局管内

4 事実概要

株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏えいした情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。その後、同市が発注した別の業務においても、同年8月20日に同罪で追起訴された。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 第8号口（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

○「工事請負指名停止措置要領」

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合 に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げ る場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日 から
イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員	2カ月以上12カ月以内
ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員	1カ月以上12カ月以内

【問い合わせ先】

中部森林管理局 経理課

直 通：050-3160-6527

担当者：経理課長